

株主・投資家等との建設的な対話を促進するための基本方針の概要

（目的）

株主・投資家等（以下、株主等）との建設的な対話を促進するための基本方針は、以下を目的に、当社の体制・取組みに関する方針を定めるものです。

- ① 当グループの経営戦略や財務状況等に関して、株主等からの的確に理解され、信頼と正当な評価を得ること
- ② 株主等との建設的な対話を通じて、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ること

（株主等との対話者）

執行役社長及び財務部担当執行役は、株主等との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努めてまいります。株主等との実際の対話は、上記の者の他、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、上記の者から指名された者が行います。

（対話を補助する社内体制）

株主等との建設的な対話に際しては、中長期的な視点による株主等の関心事項等を踏まえ、正確な情報を提供すべく、財務部がグループ各社の各部門と連携の上、対話者を補助します。

（対話の手段の充実に係る取組み）

株主等との建設的な対話は、株主総会及び個別面談以外に、決算説明会、決算説明電話会議、並びに株主向けセミナー等を通じて実施します。また、中長期的な視点による株主等の関心事項等を踏まえて多様な視点で取組み、その充実に努めてまいります。

（社内へのフィードバック）

財務部担当執行役は、株主等の意見・関心・懸念等を取締役会に定期的かつ適時・適切に報告します。また、取締役会は、財務部担当執行役に対して、いつでも株主等との対話の詳細の説明を求めることができます。

（インサイダー情報の管理）

株主等との対話に際しては、別途定める「情報開示規程」に従い、未公開の重要情報を特定の者に選別的に開示しません。